

◆手術に関する基準

(医科点数表第2章第10部手術の通則第5号及び第6号)

 手術の実施件数
(R7.1.1-R7.12.31)

手術の区分	手術の実施件数 (R7.1.1-R7.12.31)
・ 区分1に分類される手術	841 件
ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	143 件
イ 黄斑下手術等	21 件
ウ 鼓室形成手術等	0 件
エ 肺悪性腫瘍手術等	677 件
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	0 件
・ 区分2に分類される手術	506 件
ア 靭帯断裂形成手術等	63 件
イ 水頭症手術等	18 件
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0 件
エ 尿道形成手術等	6 件
オ 角膜移植術	0 件
カ 肝切除術等	317 件
キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	102 件
・ 区分3に分類される手術	207 件
ア 上顎骨形成術等	2 件
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	176 件
ウ バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0 件
エ 母指化手術等	13 件
オ 内反足手術等	0 件
カ 食道切除再建術等	16 件
キ 同種死体腎移植術等	0 件
・ 区分4に分類される手術	758 件
・ その他の区分	9 件
ア 人工関節置換術	9 件
イ 乳児外科施設基準対象手術	0 件
ウ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0 件
エ 冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む)及び体外循環を要する手術	0 件
オ 経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0 件

